

# まちづくり委員会資料

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に伴う条例制定に向けたパブリックコメントの実施について

建設緑政局

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための  
関係法律の整備に関する法律（以下：「一括法」という）に伴う  
条例制定に向けたパブリックコメントの実施について

## 1. 趣旨

一括法の施行に伴い、これまで全国一律の基準で定められていた関連政省令が地方公共団体に条例委任されたことから、地域の独自性を反映した基準による条例化が可能となりました。

このたび、条例制定に向けて市民の皆様から御意見を伺うためにパブリックコメントを実施するものです。

## 2. 対象政省令及び条例

### (1) 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令

↳ 川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

- ・横断歩道に接続する歩道等の段差の縮小
- ・川崎市福祉のまちづくり条例基準を採用

### (2) 道路構造令

↳ 川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例

- ・歩道部の横断勾配
- ・植樹帯の幅員

### (3) 河川管理施設等構造令

↳ 川崎市準用河川管理施設等の構造の基準に関する条例

- ・河川管理用通路の原則舗装化
- ・河道内への橋脚設置の不可

## 3. 今後のスケジュール

平成24年	8月1日	市政だより掲載（パブリックコメント手続きの実施について）
	8月7日	パブリックコメント手続きの実施
	～9月6日	
	11月	条例案の上程
平成25年	4月1日	条例施行

# 川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例制定について

## 1. 条例制定の背景

平成23年8月30日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」が公布されました。

これに伴い全国一律に定められていた道路のバリアフリー化に関する基準について、省令（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令 平成18年12月19日国土交通省令第106号）を参酌して、市内の県道・市道については道路管理者である川崎市が条例で定めることとなりました。

## 2. 条例の主旨

この条例は、川崎市が管理する県道・市道に対し、高齢者や障害者の方々などの移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものです。

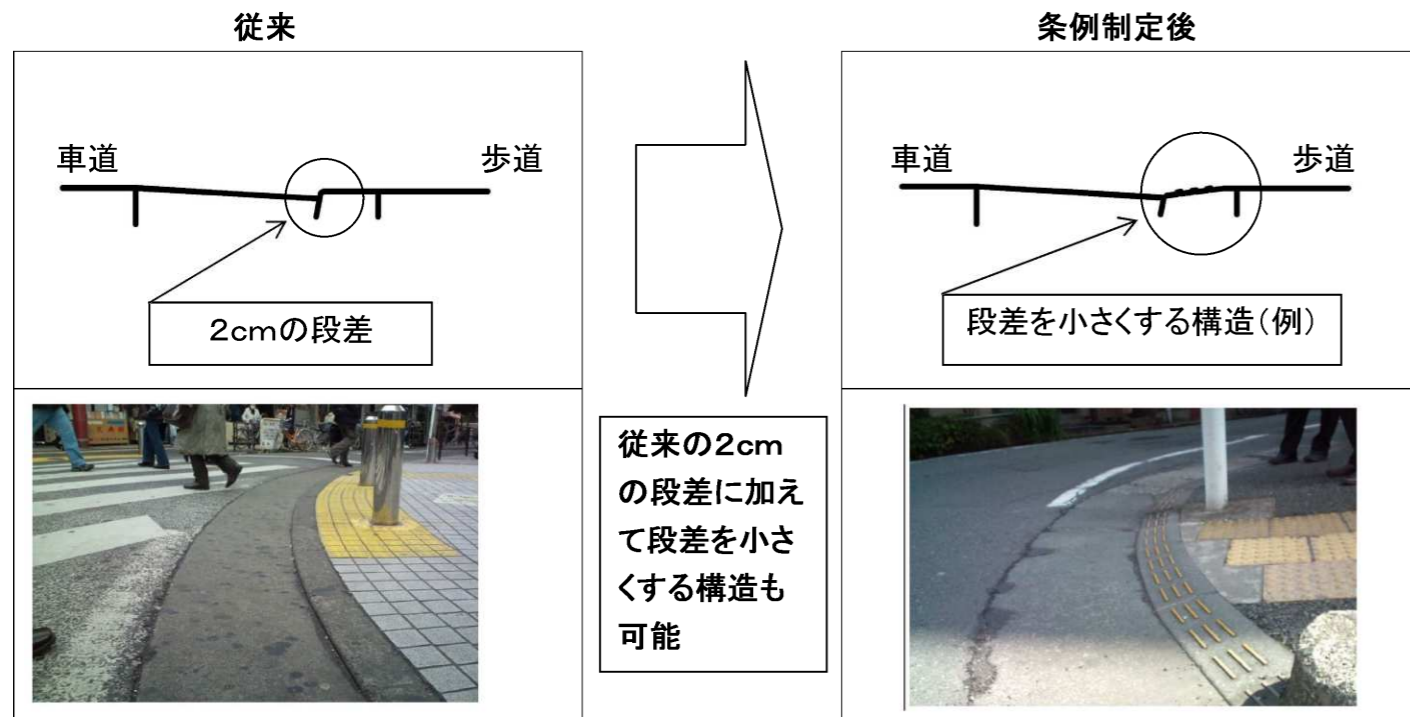
## 3. 条例の概要

本市では、高齢者や障害者の方々など、あらゆる人たちが社会活動に参加できるために、これまで着実にバリアフリー化を進めてきました。条例化に当たりましては、省令を参酌して定めることとなっていますが、本市のバリアフリー施策における現状の課題を踏まえ、高齢者や障害者の方々などがより円滑な移動が行えるように道路の構造に関する独自基準を設けます。

## 4. 独自基準の概要

### ① 現状の課題を踏まえ独自基準を定めます

従来の基準では、横断歩道等に接続する歩道等の部分の段差は2cmが標準となっていますが、車いす利用者等の円滑な移動が困難であるため、必要に応じて段差を小さくする構造も可能にします。



### ② 川崎市福祉のまちづくり条例の基準を採用します

現行の省令に比べ、川崎市福祉のまちづくり条例がより高い整備基準となっている項目に対し、川崎市福祉のまちづくり条例の基準を採用し、バリアフリー整備水準を向上させます。

・歩道及び横断歩道に設ける排水溝の蓋の構造について、『つえ等が落ち込まない構造とする』規定を追加



ほか、以下のとおり川崎市福祉のまちづくり条例の基準を採用し変更・追加します。

- ・横断歩道に接続する分離帯に歩行者を滞留させる場合、段差を設ける規定を追加
- ・エレベーターにインターフォンを設ける、床面を滑りにくくする規定を追加
- ・階段について回り段としない規定に変更
- ・障害者用の駐車施設と歩行者の出入口の位置、駐車マスの有効幅の規定を追加
- ・障害者用駐車施設のない階にも障害者用便所を設けるよう努める規定を追加
- ・便所における多機能便房の広さや附属器具の設置の規定を追加

## 5. 条例の内容

制定を予定している条例の主な項目は以下のとおりです。

- ・歩道等
- ・立体横断施設
- ・乗合自動車停留所
- ・自動車駐車場
- ・移動等円滑化のために必要なその他の施設 等

なお、上記①②以外の基準につきましては、防雪施設など本市に該当しない項目を除き、省令の基準を採用する予定です。

# 川崎市道路の構造の技術的基準に関する 条例制定について

## 1. 条例制定の背景

平成23年5月2日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」が公布されました。

これに伴い全国一律に定められていた道路の構造基準について、政令（道路構造令 昭和45年10月29日政令第320号）を参酌して、市内の県道・市道については道路管理者である川崎市が条例で定めることとなりました。

## 2. 条例の主旨

この条例は、川崎市が管理する県道及び市道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術基準を定めるものです。

## 3. 条例の概要

川崎市では、市内交通の円滑化や利便性向上が求められており、幹線道路網の効果的な整備が必要となっています。また、身近な生活基盤である道路は、その安全性、快適性などが求められており、今後の高齢化社会の進展を見据え、高齢者や障害者の方々など誰もが安全で快適に日常生活が送れるような環境整備が必要となっています。現在、幹線道路網においては道路を取り巻く状況や新たな社会的要請を踏まえ、「川崎市の道路整備プログラム」に基づき計画的かつ効果的な道路整備を推進しています。また、身近な道路においては、安全・快適に生活できるように、バリアフリー化の推進や、生活道路の安全対策等の施策を行っています。

道路構造の技術的基準の条例化にあたりましては、政令を参酌して定めることとなっていますが、本市の道路における現状や課題を踏まえ、誰もが利用しやすく良好な交通環境の構築に向けた独自基準を設けます。

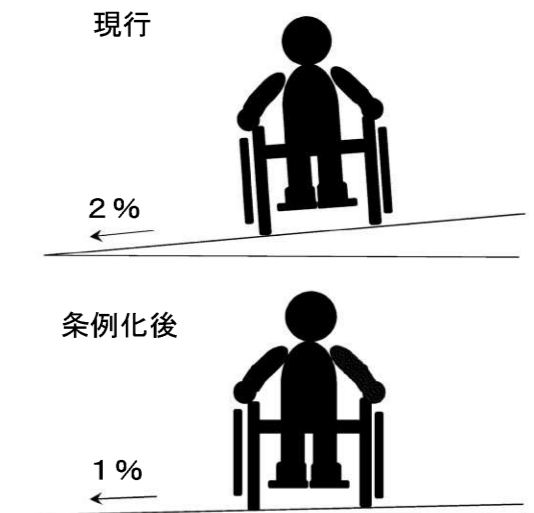


## 4. 独自基準

### ① バリアフリーに対応した歩道の横断勾配

川崎市では高齢社会の進展を見据え、高齢者や障害者など誰もが安全で快適に移動できるように、道路のバリアフリー化が求められています。現在、歩道は雨水が適切に排水されるように2%を標準として定められています。しかし、雨水が浸透する舗装を採用し排水機能を確保すれば、歩道の傾きをより緩やかにすることができます。歩道の横断勾配をより緩やかな1%を標準とすることにより、高齢者や障害者など誰もが良好で円滑な通行が可能になります。

<イメージ図>



### ② 地域の状況に応じた植樹帯の設置

市街化が進んでいる川崎市では、限られた幅員の中で道路整備をする必要があります。植樹帯は全国一律に標準幅が1.5mと定められていますが、植樹帯幅を縮小しても、適した樹種を用いることにより、狭い幅の道路においても歩道を緑化することができますようになります。道路緑化の推進により、良好な景観やより良い沿道環境の確保に寄与します。

<整備例>



## 5. 条例の内容

制定を予定している条例の主な項目は以下のとおりです。

- ・ 道路の区分、設計速度
- ・ 横断面の構成
- ・ 線形および視距
- ・ 平面交差
- ・ 立体交差
- ・ 鉄道との交差
- ・ 自転車専用道路等、歩行者専用道路および歩行者共存道路等
- ・ 土工、舗装および道路構造物
- ・ 道路の附属施設 等

なお、上記①②以外の基準につきましては、防雪施設など本市に該当しない項目を除き、政令の基準を採用する予定です。



# 川崎市準用河川管理施設等の構造の基準に関する 条例制定について

## 1. 条例制定の背景

平成23年5月2日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」が公布されました。

これに伴い、市内の準用河川<sup>\*</sup>の河川管理施設等（堤防、橋など）に関する構造基準について、政令（河川管理施設等構造令 昭和51年7月20日政令第199号）を参酌し、河川管理者である川崎市が条例で定めることとなりました。

\*準用河川…河川法第100条に基づき、二級河川の規定を準用する「市町村が管理する河川」のことです。

本市では、矢上川（宮前平駅付近）、有馬川（宮前区有馬付近）、麻生川（古沢付近）など9河川あります。

## 2. 条例の主旨

この条例は、川崎市が管理する準用河川の河川管理施設等の構造について、河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものです。

## 3. 条例の概要

川崎市では、魅力ある河川整備を推進するため、治水・雨水対策の促進や水とのふれあいの場づくりが求められております。条例化にあたりましては、政令を参酌して定めることとなっておりますが、川崎市の準用河川における現状や課題を踏まえ、より治水安全度が高まり、市民の利便性が向上し、河川利用の促進につながる独自基準を設けます。

## 4. 独自基準

### ① 管理用通路を原則「舗装」とします

河川管理用通路については、河川パトロールや点検、水防活動等のために必要ですが、日常的には、生活道路として利用されております。この河川管理用通路を、原則として「舗装」する規定を設けることにより、生活道路としての機能が向上するとともに、散策路としての河川利用の促進が期待できます。

【 イメージ 】

【 現 況 】



### ② 河道内の橋脚設置を不可とします

現在の河川管理施設等構造令では、多摩川のような大きな河川を前提としているため、河道内への橋脚の設置は認められておりますが、川崎市の準用河川は、川幅が10メートル程度と狭く、河川に架かる橋りょうについては、近年の技術向上等により、河道内に橋脚を設けずとも施工できることから、治水上の安全面にも配慮した規定を設けます。

【橋脚がない例】



## 5. 条例の内容

制定を予定している条例の主な項目は以下のとおりです。

- ・堤防（材質や構造、堤防の高さや幅、護岸、管理用通路等）
- ・床止め（護床工、護岸、魚道）
- ・堰（構造の原則、可動堰の可動部のゲートの構造や高さ等）
- ・水門及び樋門（構造、河川を横断して設ける水門の幅、水門のゲートの高さ等、管理施設等）
- ・揚水機場、排水機場及び取水塔（揚水機場及び排水機場の構造、取水塔の構造等）
- ・橋（河川区域内に設ける橋台や橋脚の構造等）
- ・伏せ越し（構造、深さ等） 等

なお、上記①②以外の基準につきましては、ダムなど本市に該当しない項目を除き、政令の基準を採用する予定です。

## 川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例制定に向けた考え方について意見を募集します

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」が公布され、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）」の一部が改正されました。

これに伴い、これまで全国一律に定められていた基準について、省令（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令 平成18年12月19日国土交通省令第106号）で定める基準を参酌して平成25年4月1日までに地方公共団体が条例で定めることとなりました。

川崎市では、「川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」の制定に向けて、このたび「条例の制定に向けた考え方」について取りまとめましたので、市民の皆様からのご意見を募集します。

### 【意見の募集】

- 1 期間：平成24年8月7日（火）から平成24年9月6日（木）まで  
※ 郵送の場合は当日消印有効
- 2 閲覧場所：各区役所、各区役所道路公園センター、川崎市役所第3庁舎2階（かわさき情報プラザ）、同13階（建設緑政局計画部企画課）、市ホームページ

### 【意見書の提出】

次のいずれかの方法により、住所・氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記のうえ、ご意見をお寄せください。

- 1 電子メール：川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」のページにアクセスし、画面の案内に従ってご意見を提出してください。
- 2 郵送・FAX・持参：下記提出先・問合せ先に送付または御持参ください。
- 3 提出先・問合せ先

川崎市建設緑政局計画部企画課（川崎市役所第3庁舎13階）

住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電 話：044-200-2765

FAX：044-200-3973

### 【注意事項】

- ・ご意見に対する個別対応はいたしませんので、ご了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。
- ・ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭でのご意見の提出はご遠慮願います。

## 川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例 制定に向けた考え方について意見を募集します

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」が公布されました。

これに伴い、これまで全国一律に定められていた道路の構造の基準について、政令（道路構造令 昭和45年10月29日政令第320号）で定める基準を参酌して平成25年4月1日までに地方公共団体が条例で定めることとなりました。

川崎市では、「川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例」の制定に向けて、このたび「条例の制定に向けた考え方」について取りまとめましたので、市民の皆様からのご意見を募集します。

### 【意見の募集】

- 1 期間：平成24年8月7日（火）から平成24年9月6日（木）まで  
※ 郵送の場合は当日消印有効
- 2 閲覧場所：各区役所、各区役所道路公園センター、川崎市役所第3庁舎2階（かわさき情報プラザ）、同13階（建設緑政局計画部企画課）、市ホームページ

### 【意見書の提出】

次のいずれかの方法により、住所・氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記のうえ、ご意見をお寄せください。

- 1 電子メール：川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」のページにアクセスし、画面の案内に従ってご意見を提出してください。
- 2 郵送・FAX・持参：下記提出先・問合せ先に送付または御持参ください。
- 3 提出先・問合せ先

川崎市建設緑政局計画部企画課（川崎市役所第3庁舎13階）

住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電 話：044-200-2783

F A X：044-200-3973

### 【注意事項】

- ・ご意見に対する個別対応はいたしませんので、ご了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。
- ・ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭でのご意見の提出はご遠慮願います。

## 川崎市準用河川管理施設等の構造の基準に関する条例 制定に向けた考え方について意見を募集します

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」が交付されました。

これに伴い、これまで政令（河川管理施設等構造令 昭和51年7月20日政令第199号。以下「構造令」という。）の規定に準拠した取扱いが行われてきた準用河川の構造の一般的技術的基準について、構造令で定める基準を参酌して平成25年4月1日までに地方公共団体が条例で定めることとなりました。

川崎市では、「川崎市準用河川管理施設等の構造の基準に関する条例」の制定に向けて、このたび「条例の制定に向けた考え方」について取りまとめましたので、市民の皆様からのご意見を募集します。

### 【意見の募集】

1 期 間：平成24年8月7日（火） から 平成24年9月6日（木） まで

※郵送の場合は当日消印有効

2 閲覧場所：各区役所、各区役所道路公園センター、川崎市役所第3庁舎2階（かわさき情報プラザ）、同11階（建設緑政局道路河川整備部河川課）、市ホームページ、

### 【意見書の提出】

次のいずれかの方法により、住所・氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、御意見をお寄せください。

1 電子メール：川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」のページにアクセスし、画面の案内にしたがって御意見を提出してください。

2 郵送・FAX・持参：下記提出先・問合せ先に送付又は御持参ください。

3 提出先・問合せ先

川崎市建設緑政局道路河川整備部河川課(川崎市役所第3庁舎11階)

住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電 話：044-200-3561

FAX：044-200-3979

### 【注意事項】

- ・御意見に対する個別対応はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭での御意見の提出は御遠慮願います。